

## 都区のあり方検討委員会設置要綱

## (設 置)

第1 都区のあり方を根本的かつ発展的に検討するため、都区協議会に都区のあり方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (検討事項)

第2 委員会の検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 都区の事務配分に関すること
- (2) 特別区の区域のあり方に関すること
- (3) 都区の税財政制度に関すること
- (4) 前各号のほか、都区のあり方に関して検討が必要な事項

## (構 成)

第3 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(都 側) 副知事、総務局長

(特別区側) 特別区長会会長、特別区長会副会長、特別区長会事務局長

2 委員会に、会長及び副会長を置く。

3 会長は、知事が指名する副知事をもって充て、副会長は、特別区長会会長をもって充てる。

## (会 議)

第4 会長は、委員会を招集し、会議を主宰する。

2 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

3 委員会は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

## (幹事会の設置)

第5 委員会に、専門的な事項を検討させるため幹事会を置く。

2 幹事会の構成員は、都又は特別区長会の推薦に基づき、委員会が指名する。

3 幹事会の構成員の数は、都区同数とする。

4 幹事会は、委員会の命を受け、必要な事項を調査検討し、委員会に報告する。

## (幹事会の運営)

第6 幹事会に、座長及び副座長を置く。

2 座長及び副座長は、委員会が選任する。ただし、座長は特別区側の構成員から選任し、副座長は都側の構成員から選任するものとする。

3 幹事会は、座長が招集する。

## (庶 務)

第7 委員会の庶務は、総務局行政部及び特別区長会事務局において処理する。

## (補 則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

## (附 則)

この要綱は、平成18年11月14日から施行する。